

令和8年第6回神栖市農業委員会総会議事録

○開催日時 令和8年6月25日（木）午後3時30分

○開催場所 神栖市役所分庁舎 2階 会議室2

○出席委員 13名

1番	長谷川雅一	2番	飯田 等	3番	松沢 吉通
5番	溝口 竜生	7番	宮本 清美	8番	田内 一郎
9番	安藤 和利	10番	大塚 徹	11番	鈴木 茂
12番	坂本 正行	13番	境 政一	14番	長谷川一夫
15番	原 範子				

○産業経済部農林課職員 1名

主 幹 菅谷 健太

○農業委員会事務局職員 4名

事務局長	小森 美明	局長補佐	菅谷 直美
係 長	堀越 桃花	主 幹	山本 宗宏

○議事日程

第1 議事録署名委員の選任について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議案第5号 現況確認証明願について

議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

議案第7号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務
の実施状況の公表について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第4号 農地転用事実等に関する照会の実施結果について

報告第5号 茨城県農業会議諮問に関する答申について

第4 決議案第2号 「全国農業新聞」普及促進に関する申し合わせ決議について

○議事内容

議 長	(開会：午後３時３０分) 大変お忙しい中、お集まりいただき、誠にご苦労様です。 本日の出席委員は１３名であり、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。 ただいまより、令和８年第６回神栖市農業委員会総会を開催いたします。 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。
議 長	(議事録署名委員の選任) 最初に、日程第１「議事録署名委員の選任について」は、私から指名させていただきます。議事録署名委員に、３番松沢吉通委員、５番溝口竜生委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
議 長	(議案第１号) 次に、日程第２、議案第１号ないし議案第７号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしくお願いいたします。また発言の際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。
議 長	はじめに、議案第１号「農地法第３条の規定による許可について」を付議いたします。(１)所有権移転、番号１について事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の小森です。議案第１号(１)所有権移転、番号１についてご説明いたします。許可を受けようとする、譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、自家消費のための贈与による所有権の移転であり、申請地において水稻を作付けする計画です。譲受人は、トラクター１台、田植え機１台をリース予定であり、年間約２００日の農作業を予定しております。なお、本案件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思料されます。以上でございます。
議 長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。
１０番	はい、１０番大塚です。６月１９日に申請地の利用状況等の現地確認を行いました。親子間の贈与であり、作付けもされており、特に問題ないものと思います。委員の皆様の更なるご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 (「議事進行」の声あり)
議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。

	本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議 長	次に、番号２について事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の小森です。議案第１号（１）所有権移転の番号２についてご説明いたします。許可を受けようとする、譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、経営拡張のための売買による所有権の移転であり、申請地において水稻を作付けする計画です。譲受人はトラクター３台、田植え機１台を所有しており、年間約３２０日の農作業を予定しております。なお、本案件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思料されます。以上でございます。
議 長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。
１５番	はい、１５番原です。６月１９日に申請地の利用状況等の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり、問題ないことを確認しております。以上のことから、農地法第３条第２項の各号において、許可の取り消しに抵触するものはないため、許可相当と判断しました。委員の皆様の更なるご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 (「議事進行」の声あり)
議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議 長	次に、番号３について事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の小森です。議案第１号（１）所有権移転の番号３についてご説明いたします。許可を受けようとする、譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、経営拡張のための売買による所

	有権の移転であり、申請地において水稻を作付けする計画です。譲受人はトラクター3台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しており、年間約315日の農作業を予定しております。なお、本案件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思料されます。以上でございます。
議 長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。
8 番	はい、8番田内です。特に問題ないものと思われます。委員の皆様の更なるご審議の程よろしくをお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 (「議事進行」の声あり)
議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議 長	次に、番号4について事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の小森です。議案第1号(1)所有権移転、番号4についてご説明いたします。許可を受けようとする、譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、経営拡張のための売買による所有権の移転であり、申請地において水稻及び甘藷を作付けする計画です。譲受人はトラクター1台、耕運機1台、田植え機1台、草刈り機1台を所有しており、年間約200日の農作業を予定しております。なお、本案件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと思料されます。以上でございます。
議 長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。
11 番	はい、11番鈴木です。特にございません。委員の皆様の更なるご審議の程よろしくをお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

		(「議事進行」の声あり)
議 長		ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長		ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議 長		(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」を付議いたします。番号1について事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長		はい、事務局長の小森です。議案第2号、番号1、農地法第4条の規定による許可の申請内容についてご説明いたします。許可を受けようとする申請人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、農業用倉庫の建築に伴う申請となっております。申請地は、市街化調整区域内にある農地です。農地区分は神栖市が定める農業振興地域整備計画において、「農用地区域」とされた区域内の農地となっております。申請内容は、申請人が、農業用倉庫1棟を建築する計画であり、計画面積は適正と思料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないものと思料されます。資金計画は、全額自己資金であり、預貯金通帳の写しが添付されております。また、他法令との調整ですが、都市計画法施行規則第60条の規定による開発行為または建築等に関する証明書の写しと神栖市農業振興地域整備計画の変更の通知の写しが添付されております。また、土地改良区域内の農地であるため、波崎土地改良区からの意見書が添付されており、協議は完了しております。農用地区域内農地は原則農地転用できませんが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから不許可の例外に該当するものと思料されます。農地法第4条第6項の不許可要件に該当するものがないことから、許可相当と思料されます。以上でございます。
議 長		続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。3番松沢吉通委員。
3 番		はい、3番松沢です。議案第2号、番号1の現地調査結果についてご報告いたします。調査日は、令和8年6月18日、現地調査は、坂本農地部会長、鈴木委員、事務局2名と私の計5名で行いました。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、かつ、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議 長	地区担当委員から、何か発言がありましたら、お願いします。
1 4 番	はい、1 4 番長谷川です。特にございません。以上です。
議 長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 (「議事進行」の声あり)
議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議 長	(議案第 3 号) 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を付議いたします。番号 1 について事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の小森です。議案第 3 号、番号 1、農地法第 5 条の規定による許可の申請内容についてご説明いたします。許可を受けようとする譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅のため売買による所有権の移転に伴う申請となっております。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は、1 0 ha 以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第 2 種農地と思料されます。申請内容は、譲受人が木造平屋建の住宅 1 棟を建築する計画であり、計画面積は適正で、用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないものと思料されます。資金計画は借入金で、金融機関の融資証明見込み通知が添付されております。他法令との調整についてですが、都市計画法第 2 9 条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。
議 長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。3 番松沢吉通委員。
3 番	はい、3 番松沢です。議案第 3 号の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、かつ、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。

	委員の更なるご審議をお願いいたします。
議 長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。
1 2 番	はい、1 2 番坂本です。6 月 1 5 日に現地を確認しました。現地調査委員の説明のとおり、私も許可相当と思います。以上です。
議 長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 (「議事進行」の声あり)
議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可することと決定いたします。
議 長	(議案第 4 号) 次に、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」を付議いたします。番号 1 について事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の小森です。議案第 4 号、番号 1、農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認申請についてご説明いたします。承認を受けようとする申請者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。なお、前回の許可申請時から国土調査の成果により変更及び合筆によって土地の所在は変更されておりますが、土地の登記事項証明書等により、従前の対象地がいずれも含まれていることを確認しております。申請者は、過去に砂利採取に伴う一時転用で許可を受けていますが、不況で出荷が予定どおりに進まなかったため、転用期間の延長にあたり、許可後の事業計画変更申請に至ったものです。当該案件につきましては、令和 7 年 7 月 2 3 日付けで一時転用の許可をしておりましたが、再度 1 2 ヶ月の期間を延長する申請であります。変更後の事業計画については、当初申請時から変更がないことから、不許可要件に該当するものはありません。また、他法令との調整ですが、砂利採取法第 1 6 条の規定による採取計画認可申請書の写しと農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内における農地等の一時転用許可申請に係る意見書が添付されており、当該案件は承認相当と思料されます。以上でございます。
議 長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。3 番松沢吉通委員。

3 番	はい、3 番松沢です。議案第 4 号、番号 1 の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、かつ、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから承認相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議 長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。
1 1 番	はい、1 1 番、鈴木です。特にございません。以上です。
議 長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 (「議事進行」の声あり)
議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。
議 長	(議案第 5 号) 次に、議案第 5 号「現況確認証明願について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局。
事 務 局	はい、事務局の堀越です。議案第 5 号、現況確認証明願についてご説明いたします。非農地証明願、番号 1 でございますが、願出人、願い出に係る土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。本案件の土地については、市街化調整区域内にある農地で、20 年以上前から未耕作の状況であり、登記上の地目が畑であることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。非農地となった時期が確認できる資料として、平成 4 年 1 0 月 2 6 日撮影の空中写真が添付されております。以上でございます。
議 長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。3 番松沢吉通委員。
3 番	はい、3 番松沢です。議案第 5 号、番号 1 の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。願出人、願い出に係る土地の所在、非農地となった時期及び証明を必要とする理由は、事務局説明のとおりでございます。事務局から添付書類等の説明を受

	け、現況を確認したところ、願い出のとおり非農地に認められると判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議 長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 (「議事進行」の声あり)
議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は願い出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認め、願い出のとおり証明することと決定いたします。
議 長	(議案第6号) 次に、議案第6号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。
事 務 局	はい、事務局長の小森です。議案第6号についてご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、神栖市長より意見を求められているものでございます。その他、権利を設定する土地の所在等は、議案書記載のとおりとなっております。なお、同法第18条第5項第2号に規定する、借受人の経営面積及び従事日数などに関する要件は満たしているものと思料されます。事務局からは、以上でございます。
議 長	続いて、市農林課に説明を求めます。農林課。
農 林 課	はい、農林課の菅谷です。総括表をご覧ください。今月の農用地利用集積等促進計画(案)は、貸借期間10年の土地5筆、12,950㎡についてです。内訳につきましては、田の新規集積が1筆で4,022㎡、畑の新規集積が4筆で8,928㎡になります。説明は以上でございます。
議 長	ただいま説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 (「議事進行」の声あり)
議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

議 長	(「異議なし」の声あり) ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。
議 長	(議案第 7 号) 次に、議案第 7 号「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。
事 務 局	はい、事務局長の小森です。議案第 7 号についてご説明いたします。当該議案につきましては、農林水産省経営局長・農地政策課長通知に基づき設定した、最適化活動の目標等に係る令和 7 年度末の状況を点検した内容となっております。主な内容といたしましては、農地の集積状況や、遊休農地の発生防止と解消の状況、そして新規参入の促進に関する状況となっておりますので、お目通し願います。また、こちらの内容につきましては、農業委員会等に関する法律第 37 条の規定に基づき、インターネット等の利用により公表することとなっておりますので、内容を含め公表することについて皆様にお諮りするものでございます。以上でございます。
議 長	事務局の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 (「議事進行」の声あり)
議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり公表することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認め、原案のとおり公表することと決定いたします。
議 長	(報告案件) 次に、日程第 3、報告案件に入ります。報告第 1 号ないし報告第 5 号について、一括して事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の小森です。報告第 1 号から第 5 号までを一括して、ご報告させていただきます。はじめに、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」でございますが、4 件の届出がございました。権利取得理由はいずれも相続となっており、受付時において、届出書の添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全件受理しております。なお、届出者及び土地の

	所在等は、議案書記載のとおりでございます。次に、報告第2号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございますが、1件の届出がございました。受付時において、届出書の添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理しております。届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。次に、報告第3号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございますが、5件の届出がございました。受付時において、届出書の添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全件受理しております。なお、届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。次に、報告第4号「農地の転用事実等に関する照会の実施結果について」でございますが、水戸地方法務局鹿嶋支局からの照会が2件ございました。これは、対象地の現況が農地であるか非農地であるかを法務局から照会があったもので、農業委員3名による現地調査を行いました結果、内容につきましては、議案書記載のとおりであり、法務局へ回答済でございます。次に、報告第5号「茨城県農業会議諮問に関する答申について」でございますが、当該案件につきましては、令和8年5月25日の神栖市農業委員会総会において、農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当の決定を受けた案件でございます。また、対象地の面積が3,000㎡以上であることから、茨城県農業会議常設審議委員会への諮問が必要な案件でありましたが、令和8年6月16日に開催されました同委員会の決議により、許可相当である旨の答申がありましたので、ご報告いたします。当該答申にかかる対象者及び対象地の所在等は議案書記載のとおりでございます。報告案件は以上でございます。
議 長	ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。 (「ありません」の声あり)
議 長	(決議案件) ご意見が無いようですので、次に、日程第4、決議案第2号「全国農業新聞普及促進に関する申し合わせ決議について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	事務局長の小森です。決議案第2号につきましては、一般社団法人茨城県農業会議の会長から、令和8年5月25日付「8茨農会議発第119号」において全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議を定期総会において採択してほしい旨の依頼がございました。主な内容といたしましては、各市町村の農業委員会関係者が一丸となって全国農業新聞を活用した情報提供に取り組むとともに、全国農業新聞のベースアップ運動の推進ということで、昨年12月の購読部数より10部以上の増部を目指すことが示されており、今総会において委員の皆様にお諮りするものでございます。事務局からは以上でございます。

議 長	続いて、原農政部会長より、決議文を読み上げていただきます。
農政部会長	はい、農政部会長の原です。決議案第２号「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議。農業委員会の最重点事項として位置づけられている「農地利用の最適化」の推進にあたっては、農業委員会の情報提供活動が必要不可欠であることから、農業委員会組織が行う「農地利用の最適化を実現するための全国農業新聞普及推進３カ年運動」に呼応し、農業委員会関係者が一丸となって全国農業新聞を活用した情報提供に取り組むため、本総会において下記の３点の取り組みを強力に進めることを申し合わせ決議する。記。１．農業者や農村現場への農政情報および農業委員会活動の普及、浸透と、地域の情報を発信するため、全国農業新聞を活用した情報提供活動を行う。２．農業委員・農地利用最適化推進委員１人当たり毎年１部以上の新規購読者の確保を目標に普及推進を行う。３．令和８年１１月１８日までに購読部数７７部の達成を目指す。令和８年６月２５日。神栖市農業委員会。以上です。
議 長	ただいま農政部会長が読み上げたとおりで決議することに、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	ご異議なしと認め、決議することと決定いたします。
議 長	以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして令和８年第６回神栖市農業委員会総会を閉会いたします。 （閉会：午後３時５８分）

神栖市農業委員会会議規則第 10 条第 3 項の規定により署名する。

議事録署名人

議事録署名人